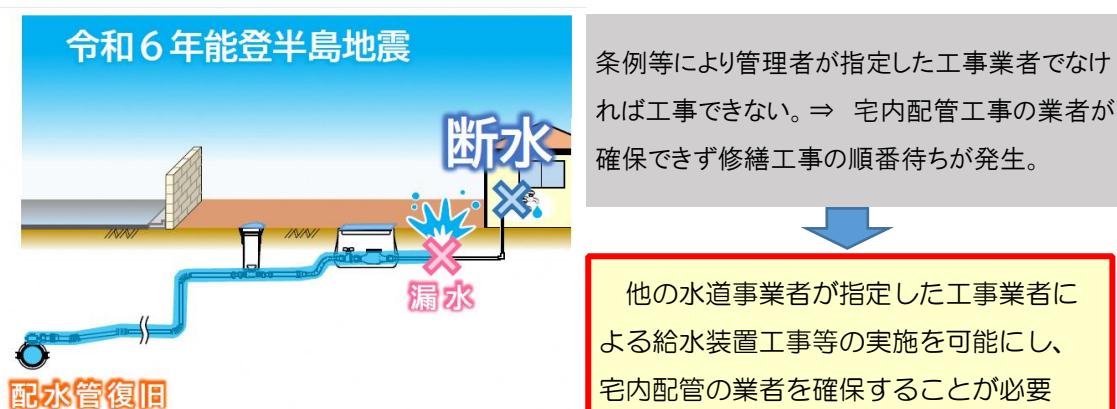


青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

◆ 背景

令和6年1月に発生した能登半島地震では、配水管を含む水道施設の復旧及び下水道管路の流下機能の確保後でも、宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使えない状況が長期化した。(石川県をはじめとする6県39水道事業者において、最大約13万7千戸の断水被害、輪島市・珠洲市の一部では断水解消まで5ヶ月を要した。)

宅内配管工事を担える地元業者の不足や業者自身の被災、様々な工事需要等により地元配管業者の確保が困難となったことが断水の長期化につながる主な要因とされる。



【国土交通省による技術的助言(R7.4.22 国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課長通知】

- 他の水道事業者が指定した工事業者による工事を可能とするため、供給規程等の改正の要否等について検討いただきたい。

- ・各自治体・水道事業者において条例・規程等の改正が必要
- ・青森市では関連する3つの条例を改正するもの

○ 関連条例

- ◆青森市水道事業条例
- ◆青森市下水道条例
- ◆青森市農業集落排水施設条例

◆ 条例改正の概要(共通)

- 本市の給水装置の新設等の工事、排水設備の新設等の工事の施行について、災害時等の場合には、管理者が指定する工事業者のほか、他の自治体・水道事業者の指定を受けている工事業者でも施工可能とするため、但し書き等を追加するもの。
- 施行日 公布の日から施行する

青森市水道事業条例（平成十七年条例第二百二十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第六条 給水装置の新設等の工事は、管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「<u>指定給水装置工事事業者</u>」といふ。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、本市以外の法第三条第五項に規定する水道事業者又は当該水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の新設等の工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(給水管及び給水用具の指定等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者及び前条第一項ただし書の規定により給水装置の新設等の工事を施行する者</u>（第三十六条第二項において「<u>指定給水装置工事事業者等</u>」といふ。）に対し、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の新設等の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第六条 給水装置の新設等の工事は、管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「<u>指定給水装置工事事業者</u>」といふ。）が施行する。<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 [略]</p> <p>(給水管及び給水用具の指定等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の新設等の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、</p>

改正後	改正前
又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

※引用する法令の条項の移動(第43条第2項第11号及び第44条第8号)

青森市下水道条例（平成十七年条例第二百一号）新旧对照表

改正後	改正前
(占用)	(占用)
第三十六条　〔略〕	第三十六条　〔略〕
2　前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。	2　前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。
一～三　〔略〕	一～三　〔略〕
四　地方公共団体の行う事業で地方公営企業法_____	四　地方公共団体の行う事業で地方公営企業法 <u>（昭和二十七年法律第二百九十二号）</u>
第二条第一項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件	第二条第一項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

青森市農業集落排水施設条例（平成十七年条例第百七十一号）新旧对照表

改正後	改正前
<p>したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならぬ。</p> <p>2　〔略〕</p>	<p>したときは、管理者に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならぬ。</p> <p>2　〔略〕</p>

◆ (参考) 青森市の工事業者の指定状況

○本市の給水装置工事・排水設備工事指定業者数状況(令和7年12月末現在)

青森市	給水装置工事	排水設備工事
指定業者数	209	151
うち市内	127(61%)	83(55%)
うち市外	82(39%) (市外のうち県外6)	68(45%) (うち県外0)
備考	更新期間 5年	更新期間 2年

- ・事業者の指定・更新には通常1ヶ月程度要している。
- ・給水装置・排水設備いずれにも登録している(重複)指定業者は144者。